

離職票の請求をするには…

Q 退職する従業員から、離職票が欲しいと言われたのですがどのようにすれば良いですか？

A 求従業員が退職する際、本人から「離職票はいらない」旨の申し出がない限り提出しなくてはならない書類です。事業を始めるから、次の就職先が決まっているから等の理由で、退職する際は離職票がいらなかった場合でも、後日請求された時は事業所が提出しなければならない書類です。

なお、59歳以上の退職者は本人の希望に関わらず離職票の提出が必要となっております。

事業所は所轄のハローワークに【雇用保険被保険者資格喪失届】と【雇用保険被保険者離職証明書】を提出します。資格喪失届は《離職票－1》、3枚複写の離職証明書の3枚目が《離職票－2》となって交付されます。2枚1組ですので本人にお渡しください。

離職証明書を作成する上でもっとも注意すべき点としては、離職理由です。事業所からすると本人の申し出による自己都合退職だと思っけていても、本人からすると事業所の対応で辞めさせられたという会社都合退職だと主張して問題となることがあります。それぞれ見方が違うこともありますので、離職証明書を作成後、本人に内容を確認してもらい2枚目の確認欄に署名してもらいましょう。自己都合であれば退職届を提出してもらっておいた方が良いでしょう。

感情的または主観的な見解で離職理由を記載しないように注意してください。

詳しくは事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。